

那珂川市国民保護計画変更(案)概要

1 趣旨

国民保護計画は、国民保護法に基づき、国が定める「国民保護に関する基本指針」（以下「国の基本指針」という。）にしたがって作成する計画である。今回、那珂川町国民保護計画（平成24年改正）を国民の保護に関する基本指針（最終変更 平成29年12月19日）の変更に伴う見直しや平成30年変更の福岡県国民保護計画との整合を図るという目的から、記載内容の見直しや庁内組織の改編に伴う対策本部等の体制、事務分掌等の見直しを行っている。

2 主要な変更内容

(1) 国民の保護に関する基本指針の変更に伴う見直し

ア エムネット、Jアラート

(ア) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を明記

(イ) 警報内容の伝達方法

a 全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等による。

b 緊急情報ネットワークシステム（Em-net）の活用を明記

イ 安否情報システム

安否情報システムを用いて、県へ報告することを明記

ウ 武力攻撃事態等合同対策協議会

国が開催する場合に連携することを明記

エ 武力攻撃災害派遣

モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等は地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置に準じた措置を講ずることを記載。

オ 訓練の実施

武力攻撃災害への対応訓練や様々な情報手段を用いた訓練等、国民保護措置の訓練内容を例示。

カ 避難施設の指定

避難施設の収容人数を把握することを明記

キ 住民への周知

全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めることを明記

(2) 福岡県国民保護計画との整合に伴う見直し

ア 初動連絡体制の修正

県国民保護計画（県国民保護対策準備室（室長：副知事）と整合を図り、緊急事態連絡室（仮称）（室長：町長）を国民保護対策準備室（準備室長：副市長）に変更

イ 市対策本部の組織構成及び各組織の機能

県国民保護計画と整合を図り、変更

(3) 市としての見直し内容

ア 市制施行、行政組織機構見直しに伴う修正

町を市、財政課、経営企画課を行政経営課、住民生活部を市民生活部、住民課を市民課、福祉課を分課し、生活福祉課と障がい者支援課、国民年金健康課を健康課、地域整備部を都市整備部などに変更

イ 組織図及び事務分掌表

地域防災計画の災害対策本部組織図、事務分掌表に準じて、変更

(4) 災害対策基本法の改正（平成25年）を踏まえた用語の修正

避難行動要支援者 「災害時要援護者」を「要配慮者」、「避難行動要支援者」に変更